議　　第　　５４　　号

令和 ７ 年 ２ 月１７日提出

熊本市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

熊本市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項第２号中「１０２床」を「８５床」に、「３９床」を「２５床」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（提出理由）

植木病院の病床数を減ずるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。